

事ハ場シ来ル。二十一日ヨリ全部就業ノ予定ナリ

記

賞書

東京製パン株式会社協議解決ニ對シ會社並ニ一協議團側ニ於テ
左ノ如キ賞書ヲ交換ス

記

- 一、志年以上勤務シタル者退職シタル時ハ左ノ退職手当ヲ支給ス
 - 一年以上ノ者退職當時ノ日給一年ニ付 十五日分
 - 五年以上ノ者退職當時ノ日給一年ニ付 十八日分
 - 十年以上ノ者退職當時ノ日給一年ニ付 二十一日分
- 一、勤勞成績並ニ會社ノ業績ニ依リ年一回以上昇給ス
 - 一、毎月二回ノ公休日及一月一日・二日・三日並ニ三大節・會社創立
記念日等公休トシ日給一人割ヲ支給ス
 - 一、休業手当ニ就イテハ向々ニケ年内ニ於テ休業時間又ハ休業

賞金又ハ作業意ニ對シ獎勵金又ハ手当ヲ加給スル規定ヲ設ク

四、深夜勤務ニ付テハ向々ニケ年内ニ當テ代制ヲ實施ス

但シ現在ノ實收賃銀ヲ庶下セサルコト

- 一、遅刻ニ對スル罰金制度ヲ撤廃ス
 - 一、但シ職工規則第二十三條第一項ニ依リ就業セシムル場合ハ遅
刻一時間未満ノ端數ハ一時間トシテ計算ス
 - 一、住宅手当ハ従前通り月額五円支給ス
 - 一、作業服ハ必要ニ應ジ支給ス
 - 一、寄宿舎ヲ左ノ如ク改善ス
 - 一、(イ) 舎費ヲ五十銭徴收ス
 - 一、(ロ) 衛生設備ノ完備
 - 一、(ハ) 造作ノ改善
 - 一、各割ノ差別ニツイテハ善処ス
 - 一、期末賞與ハ勤勞年數・勤勞成績・會社ノ業績ニ應ジ支給ス